

川崎市職員研修講師謝礼支払基準

平成20年9月30日
20川総研第491号市長決裁

(目的)

- 1 この基準は、総務企画局人事部人材育成課（以下「人材育成課」という。）が実施する人材育成課研修における外部講師（以下「講師」という。）に対する謝礼の支払基準を定めることを目的とする。

(講師の定義)

- 2 講師とは、人材育成課が主催する研修において講義・講演（以下「講義等」という。）を行う者で、川崎市に勤務する職員以外の者をいう。

(謝礼の額)

- 3 講師に対する謝礼の額は、別表に定める額を上限とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課されるときは、別表に定める額に、消費税額及び地方消費税額を加えた額を上限とする。

(特別基準)

- 4 別表に定める額では講義等を依頼することが著しく困難であると認められる場合、又は本市研修に対する貢献度が特に高い場合は、そのつど総務企画局長が、必要と認める額を定めることができる。

附 則

- 1 この基準は、昭和60年4月1日から適用する。
- 2 昭和46年4月1日制定の講師謝礼支給基準は、廃止する。

附 則

この基準は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年3月26日から施行し、改正後の基準の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

別表

時間を単位に算出する場合		大学・研究機関	民間企業等	自営・自由業	謝礼単価 (1 時間あたり)
	A	学長・教授級	役員級	全国的に活躍している者	15,000～20,000 円
	B	准教授・講師級	部長・課長級	県域で活躍している者	13,000～18,000 円
	C	助教・助手級	課長補佐級以下	地域で活躍している者	10,000～15,000 円
その他	D	研修コンサルタントの場合は、半日 100,000 円、全日 200,000 円を限度として支払額を決定する。			
	E	官公庁職員の場合は、必要に応じて交通費実費相当額を支払うことができる。			
	F	講演会等は、一つの講演等を単位とし、200,000 円を限度として支払額を決定する。			

備考（時間を単位に算出する場合）

- 1 自営・自由業とは、評論家、医師、弁護士、公認会計士等をいう。
- 2 現職による適用区分が明らかでない者については、退職時の職位等により適用する。
- 3 講義時間に 1 時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 1 時間あたりの単価は、下限の額を基本とし、その講師の知識、経験及び市政への貢献度によって範囲内の額を適用できるものとする。
- 5 研修受講者数が 150 人以上の場合もしくは階層別研修の場合は、1 時間あたり 5,000 円を限度として加算することができる。
- 6 遠隔地から講師を招へいする場合等においては、その往復分の交通費実費相当額を加算することができる。